

平成二十三年第一回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### 第 1 号 平成 23 年 2 月 22 日（火）

議事日程 第 1 号 .....	1
本日の会議に付した事件 .....	1
出席議員 .....	1
欠席議員 .....	2
説明のため出席した者の職氏名 .....	2
出席書記氏名 .....	2
開会・開議 .....	3
議席の指定（日程第 1） .....	3
会議録署名議員の指名（日程第 2） .....	3
会期の決定（日程第 3） .....	3
諸般の報告 .....	3
議長の選挙（日程第 4） .....	3
当選告知 .....	4
議長あいさつ（花田明仁君） .....	4
選挙管理委員の選挙（日程第 5） .....	5
議案 7 件一括議題（日程第 6 - 12） .....	5
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君） .....	6
報告（青後広監第 1 号 - 同第 2 号・日程第 13 - 14） .....	1 2
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君） .....	1 3
閉会 .....	1 3



## 議事日程 第 1 号

平成 23 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

平成 23 年 2 月 22 日（火曜日） 午後 2 時 3 分開議

- 第 1 議席の指定
  - 第 2 会議録署名議員の指名
  - 第 3 会期の決定  
( 諸般の報告 )
  - 第 4 議長の選挙
  - 第 5 選挙管理委員の選挙
  - 第 6 議案第 1 号 専決処分の承認について  
( 平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) の変更について )
  - 第 7 議案第 2 号 平成 2 3 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
  - 第 8 議案第 3 号 平成 2 3 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計予算
  - 第 9 議案第 4 号 平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
( 第 2 号 )
  - 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 2 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別  
会計補正予算 ( 第 3 号 )
  - 第 1 1 議案第 6 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金  
条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第 1 2 議案第 7 号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一  
部を改正する条例の制定について
  - 第 1 3 青後広監第 1 号 定期監査報告
  - 第 1 4 青後広監第 2 号 例月出納検査報告
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## 出席議員 ( 15 名 )

- 1 番 花 田 明 仁 君
- 3 番 小 林 眞 君
- 4 番 斎 藤 直 文 君

7番	馬場	騎一	君
10番	小田桐	信勝	君
11番	三津谷	公雄	君
12番	山田	年伸	君
13番	工藤	榮治	君
14番	小野	俊逸	君
15番	吉田	豊	君
16番	橋本	光榮	君
17番	竹内	弘	君
18番	太田	健一	君
19番	小笠原	義弘	君
20番	須藤	良美	君

---

#### 欠席議員(4名)

2番	葛西	憲之	君
5番	平山	誠敏	君
6番	小山田	久	君
8番	宮下	順一郎	君

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	鹿内	博	君
副広域連合長	逢坂	雄一	君
代表監査委員	柿崎	俊雄	君
事務局長	大柴	正文	君
会計管理者	須藤	悟	君
業務課長	伊丸岡	裕之	君

---

#### 出席書記氏名

書記長	横内	清
書記	淋代	充子
書記	磯野	裕子

### 午後2時3分開会

副議長（小笠原義弘君） これより、平成23年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第1号」により会議を進めます。

---

### 日程第1 議席の指定

副議長（小笠原義弘君） 日程第1「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された花田明仁議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、副議長において花田明仁議員を1番に指定いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

副議長（小笠原義弘君） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条の規定により、7番馬場騎一議員及び10番小田桐信勝議員を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

副議長（小笠原義弘君） 日程第3「会期の決定」を議題といたします。

副議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（小笠原義弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

### 諸般の報告

副議長（小笠原義弘君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

---

### 日程第4 議長の選挙

副議長（小笠原義弘君） 日程第4「議長の選挙」を行います。

副議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（小笠原義弘君）** 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

**副議長（小笠原義弘君）** お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において、指名することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（小笠原義弘君）** 御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、1番花田明仁議員を指名いたします。

**副議長（小笠原義弘君）** お諮りいたします。

ただいま副議長において指名いたしました1番花田明仁議員を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**副議長（小笠原義弘君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました1番花田明仁議員が議長に当選されました。

**副議長（小笠原義弘君）** ただいま、議長に当選されました1番花田明仁議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

**副議長（小笠原義弘君）** この際、議長に当選されました花田明仁議員の当選承諾のあいさつをお願いいたします。

登壇願います。

〔議長花田明仁君登壇〕

**議長（花田明仁君）** ただいま議員各位の御推挙により、広域連合議会議長にご指名をいただきました青森市議会議長の花田明仁でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、安定的な運営がなされておりますものの、国におきましては、現行制度に代わる新たな医療制度として、昨年12月には最終報告をとりまとめるとともに、今月からは税と社会保障の一体改革の議論がはじまっており、高齢者の医療制度に係る議論は、今後、さらに深まっていくものと思われま。

当広域連合議会といたしましては、いかなる状況下にございまして、高齢者の皆様が住まう地域で、安心して安定した医療の提供を受けられるよう、医療制度の運営をしっかりと見守り、時には発言をしていくという大変重要な役割を担っているものと考えております。

このたびは、このような時期に広域連合議会の議長という大任を仰せつかり、誠に身の引き締まる思いをいたしております。

これからの議会運営に当たりましては、住民の皆様方の御意見を広域連合の施策に反映できるよう、執行機関と議論を重ねてまいりますとともに、よりよい後期高齢者医療制度

の実現に向け貢献してまいる所存でございます。

今後とも、議員皆様の御指導と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、議長就任のあいさつといたします。（拍手）

**副議長（小笠原義弘君）** 私の職務はこれをもって全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

それでは、花田議長、議長席にお着き願います。

〔副議長小笠原義弘君退席、議長花田明仁君議長席に着く〕

---

## 日程第5 選挙管理委員の選挙

**議長（花田明仁君）** 日程第5「選挙管理委員の選挙」を行います。

**議長（花田明仁君）** お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

**議長（花田明仁君）** お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に神一郎君、松山武治君、中村昭雄君、田中明子君の以上4名を指名いたします。

**議長（花田明仁君）** お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました神一郎君、松山武治君、中村昭雄君、田中明子君の以上4名が選挙管理委員に当選されました。

**日程第6 議案第1号 専決処分の承認について（平成22年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の変更について）～**

**日程第12 議案第7号 青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一**

## 部を改正する条例の制定について

**議長（花田明仁君）** 日程第6議案第1号「専決処分の承認について」から日程第12議案第7号「青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの計7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

**広域連合長（鹿内博君）** 平成23年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、議案の概要について御説明申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

我が国は、65歳以上の高齢者人口が22パーセントを超えており、5人に1人が65歳以上、10人に1人が75歳以上という本格的な高齢社会を迎えております。一方、本県の総人口に占める高齢者の割合は25パーセントに達しており、全国と比較して高齢化が進んでいる状況でございます。また、当広域連合における被保険者数につきましては、毎年度7千人程度ずつ増え続けており、それに比例して医療費も増加しております。

このような中、高齢者の医療制度改革を巡りましては、平成21年11月に厚生労働大臣主宰の新たな医療制度の在り方を検討する場として設置された高齢者医療制度改革会議におきまして、これまでに14回にわたり様々な議論や審議がなされて参りましたが、昨年12月20日には「高齢者のための新たな医療制度等について」の最終報告がとりまとめられたところでございます。

この「最終とりまとめ」までの間、全国6ヶ所での地方公聴会の開催や意識調査及び世論調査を実施するなど、国において政策決定過程のプロセスを重視した様々な取り組みがなされており、最終報告の内容といたしましては、高齢者をはじめとした国民の意見を参考としながら、昨年8月に示された「中間とりまとめ」において積み残しとなった運営主体や費用負担などの14項目の課題についての議論を踏まえたものとなっております。

しかしながら、国におきましては、先に開催をされました全国高齢者医療主管部長及び国民健康保険主管部長並びに後期高齢者医療広域連合事務局長会議の場において、新たな医療制度の関連法案については、これまで今通常国会への提出に向けて取り組んではきたものの、法案提出には、この最終報告書に対する関係団体からの様々な意見等を調整する必要があることから、新制度移行に係る法案提出には時間が必要であるとし、施行時期については当初予定をしておりました平成25年3月の施行から1年遅らせた平成26年3月の施行を目指す方針に切り替えたとの考え方が示されたところでありまして、新たな高齢者医療制度導入に向けた道筋は不透明な状況となっております。

このような状況下にはありますが、当広域連合といたしましては、今後における国の状況変化等に、適時・適切に対応することができるよう、常に最新の情報収集に努めることはもとより、高齢者の皆様が医療に対する不安を持つことなく、安心して十分な医療サービスの提供を受けることができるよう、その環境整備に努めてまいることとしていること

ろであり、このことこそが私どもに課せられた責務であると認識しているところであります。

こうした中であって、昨年 11 月 26 日に厚生労働省から発表されました後期高齢者医療制度を運営している各都道府県の広域連合における保険料収納対策、高齢者の健康づくり並びに医療費適正化の取り組みを点数化いたしました平成 21 年度保険者機能評価結果におきましては、当広域連合は 75 点満点中 28 点であり、47 広域連合中 46 番目という大変不名誉な結果でございました。今回の評価結果につきましては、厚生労働省におきまして、この結果のみをもって各広域連合の活動を評価することは必ずしも適切ではないとはしておりますものの、当広域連合におきましては、この結果を真摯に受け止め、広域連合の保険者としての機能を強化することにより、サービスの提供に対する高齢者の皆様の満足度の向上につなげていけるよう、それぞれの取り組みごとに全国的な状況との比較、検討をするなどの自己点検を行ったところであります。

その結果といたしまして、平成 23 年度におきましては、「構成市町村への支援」に主眼を置きながら、新たな施策を展開することといたしたところでありまして、その主な内容といたしましては、1 つには、高齢者のみならず、多くの住民の方々に現行制度を周知していただくよう、県内バス会社 6 社の各 1 台に口座振替勧奨や健康診査のお知らせなどについてのラッピング広告を行う、2 つには、保険料の収納率が比較的低い市町村へ、広域連合職員を派遣し、市町村職員と同行しながら保険料の収納を行う、3 つには、医療機関への適正受診の促進及び健康管理に係る意識の向上を図るため、市町村に対し重複・頻回受診者への訪問指導や保健指導を奨励するとともに、訪問指導等の環境が整っていない町村に対しましては、モデル的に当広域連合から保健師を派遣するなどの支援を行うことなどであります。

この度の新たな取り組みにつきましては、いずれも構成市町村に対し新たな負担を求めものではなく、国の交付金等を活用して実施するものであります。

いずれにいたしましても、これまで家庭や社会のために長年尽くされてこられた高齢者の方々が、医療に対する不安を持つことなく安心して十分な医療サービスの提供を受けることができるよう、県内各市町村との連携をより一層密にし、広域連合としての運営責任を果たし全うしてまいりたい所存でありますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 1 号の専決処分の承認についてであります。

議案第 1 号平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の変更については、平成 22 年 12 月 16 日に専決処分したものであります。

平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、昨年 11 月に開催されました第 2 回定例会において御議決いただいたところでありますが、当該補正予算の一部に誤りがありましたことから、補正予算の一部を

変更いたしましたものであり、地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 2 号平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について御説明申し上げます。

平成 23 年度の予算総額は 4 億 8146 万円となり、平成 22 年度の予算総額と比較しますと、2962 万余円の減となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款分担金及び負担金については、市町村からの共通経費負担金として 4 億 6636 万余円を計上いたしました。

第 3 款繰入金については、財政調整基金からの繰入金として 1000 万円を計上いたしました。

第 4 款繰越金については、前年度からの繰越金として 500 万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款議会費については、議会運営に要する経費として 129 万余円を計上いたしました。

第 2 款総務費については、広域連合の運営に要する経費や特別会計への繰出金として 4 億 7016 万余円を計上いたしました。

主なものといたしましては、職員人件費 1 億 3604 万余円、職員用住宅借上料等 965 万余円、事務室借上料 482 万円、特別会計への繰出金 3 億 500 万余円となっております。

以上が平成 23 年度一般会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第 3 号平成 23 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成 23 年度の予算総額は 1459 億 1262 万余円となり、平成 22 年度の予算総額と比較しますと、52 億 1236 万余円の増となっております。

まず、歳入の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款市町村支出金については、被保険者からの保険料及び市町村の療養給付費の定率負担金等として 223 億 4267 万余円を計上いたしました。

第 2 款国庫支出金については、国の療養給付費の定率負担金、高額医療費負担金及び調整交付金等として 501 億 7409 万余円を計上いたしました。

第 3 款県支出金については、県の療養給付費の定率負担金及び高額医療費負担金等として 121 億 2174 万余円を計上いたしました。

第 4 款支払基金交付金については、若年層からの支援金である支払基金からの交付金として 589 億 1165 万余円を計上いたしました。

第 5 款特別高額医療費共同事業交付金については、国保中央会からの交付金として 1597 万余円を計上いたしました。

第 7 款繰入金については、一般会計、臨時特例基金及び後期高齢者医療財政調整基金が

らの繰入金として 18 億 1485 万余円を計上いたしました。

第 8 款繰越金については、前年度からの繰越金として 5 億円を計上いたしました。

次に、歳出の主なる内容について御説明申し上げます。

第 1 款総務費については、国保連合会への業務委託や広域連合電算処理システムに要する経費など、3 億 8715 万余円を計上いたしました。

第 2 款保険給付費については、療養の給付に要する経費及び国保連合会への審査支払手数料など 1449 億 881 万余円を計上いたしました。

第 3 款県財政安定化基金拠出金については、青森県が設置した基金への拠出金として 1 億 2660 万余円を計上いたしました。

第 4 款特別高額医療費共同事業拠出金については、国保中央会への拠出金として 1487 万余円を計上いたしました。

第 5 款保健事業費については、市町村への健康診査事業委託料として 3 億 5392 万余円を計上いたしました。

第 8 款予備費については、1 億円を計上いたしました。

以上が、平成 23 年度特別会計当初予算の概要でございます。

次に、議案第 4 号平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、平成 22 年度の決算見込額を精査したことによる最終調整及びその財源として見込んでいた市町村からの共通経費負担金について減額調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は 661 万余円の減額補正となり、予算規模は、5 億 212 万余円となります。

次に、議案第 5 号平成 22 年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成 22 年度保険給付費の決算見込額について精査した結果、現計予算額を下回る保険給付費となることが見込まれることから、その財源となる国、県、市町村支出金及び支払基金交付金の応分額と併せて減額補正するものであります。

また、平成 23 年度に係る保険料軽減対策に対する国からの財源措置が平成 22 年度に引き続き実施されること、並びに国からの平成 21 年度に係る医療給付費等国庫負担金の交付額の確定通知が示されたことなどに伴い、所要額の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は、5 億 2718 万余円の減額補正となり、予算規模は、1409 億 2463 万余円となります。

次に、議案第 6 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、保険料負担の軽減策の継続に係る国による財政支援措置に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

最後に、議案第 7 号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例の制定については、保険料の軽減を継続するため、所要の改正をしようとするものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願い申し上げます。

なお、ただいま申し上げました中で訂正させていただきます。

議案第2号平成23年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算と申し上げるべきところを議案第2号平成23年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算と申し上げましたので、謹んでお詫びをし、訂正させていただきます。

**議長（花田明仁君）** 議案第1号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。

議案第1号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、承認することに決しました。

議案第2号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。

議案第2号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

議案第3号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。  
議案第3号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。  
よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。  
議案第4号について、これより質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。  
議案第4号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
議案第4号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。  
よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。  
議案第5号について、これより質疑に入ります。  
御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。  
議案第5号について、これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。  
これより採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

議案第6号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。

議案第6号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長（花田明仁君）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 青後広監第1号 定期監査報告

#### 日程第14 青後広監第2号 例月出納検査報告

**議長（花田明仁君）** 日程第13 青後広監第1号「定期監査報告」及び日程第14 青後広監第2号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

---

**議長（花田明仁君）** 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

**広域連合長（鹿内博君）** 平成 23 年第 1 回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり専決処分の御承認をはじめ、平成 23 年度当初予算や本年度における所要の補正予算並びに条例の一部改正の御議決を賜り、厚くお礼申し上げます。

高齢者の医療制度改革を巡りましては、昨年 12 月に改革会議において、新たな高齢者医療制度の具体的な制度設計のみならず、現行制度の廃止を契機として国保の広域化を実現するための基本的な方向性などが最終報告としてとりまとめられましたものであります。

しかしながら、新たな医療制度の導入時期の先送りについて、あるいは社会保障と税との一体改革について新年度には政府としての方向性をとりまとめるとし、その内容次第では、これまで議論されてきた新たな高齢者医療制度案が見直される可能性が考えられるとの報道等もあり、先行きは極めて不透明な状況となっております。

このような状況にございますが、当広域連合といたしましては、現行制度の運営に当たりまして、いかなる状況下にございまして、高齢者の皆様が医療に対する不安を持つことなく、安心して十分な医療サービスの提供を受けることができますよう、構成市町村と十分に連携をしながら、そしてより密にしながら、その環境整備に努めてまいり所存でありますので、議員各位におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様には当広域連合議員のお立場のみならず、それぞれの市町村の長として、また、市町村の議会議長として、これから新年度当初予算の議会を控えて、何かとご多忙とは存じます。今後とも御健勝で益々御活躍されますように、そしてまた、構成されている市町村のますますの発展を祈念申し上げます、本日定例会のお礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。（拍手）

---

**議長（花田明仁君）** 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

---

## 閉 会

**議長（花田明仁君）** これにて、平成 23 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2 時 33 分閉会

---



## 署 名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

### 青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 花 田 明 仁

副 議 長 小笠原 義 弘

議 員 馬 場 騎 一

議 員 小田桐 信 勝